

審 査 基 準

平成30年7月1日作成

法 令 名 :	東京都水上安全条例
根 拠 条 項 :	第17条第1項
処 分 の 概 要 :	水路使用の許可
原権者(委任先) :	警察署長
法 令 の 定 め:	東京都水上安全条例 第17条第2項 第3項 第18条第1項 第2項 東京都水上安全条例施行規則 第6条(許可が必要な行為) 第7条第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項
審 査 基 準:	判断基準は、条例等の定めによる。
標 準 処 理 期 間:	10日(行政庁の休日は含まない。) ただし、次のいずれかに掲げる場合は、当該期間に次のそれぞれに定める期間を加えた期間とする。 1 2以上の警察署長の管轄にわたるもの 他の警察署長との協議に要する期間 2 条例第15条に規定する公安委員会による航行制限を必要とするもの 当該航行制限の手続に要する期間
申 請 先:	当該行為に係る水路を管轄する警察署の地域課
問 合 せ 先:	同上
備 考:	